自然災害発生時における業務継続計画

はじめに

1. 本計画について

介護サービスは、要介護者や要支援者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、 昨今大規模な災害の発生がみられる中、介護施設や介護事業所において、災害発生時に適切 な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築すること が重要である。本計画の目的は、大地震や水害等の自然災害に備え、介護サービスの業務継 続のために平時から準備や発生時の対応について、介護サービス類型に応じた計画である。

2. 業務継続計画(BCP)とは

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短期間で復旧させるための方針や体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画(Business Continuity Plan、BCP)と呼ぶ。

3. 介護施設や事業所における業務継続計画(BCP)について

BCP は「平常時の対応」「緊急時の対応」の検討を通して、①事業活動レベルの落ち込みを小さくし、②復旧に要する時間を短くすることを目的に作成された計画書である。介護施設等では災害が発生した場合、一般に「建物設備の損壊」「社会インフラの停止」「災害時対応業務の発生による人手不足」などにより、利用者へのサービス提供が困難になると考えられている。一方、利用者の多くは日常生活や健康管理、さらには生命維持の大部分を介護施設等の提供するサービスに依存しており、サービス提供が困難になることは利用者の生活や健康、生命の支障に直結する。

第1章 総 論

1. 基本方針

自然災害時における対応の基本方針は以下のとおりとする。

(1) 入所者や利用者の安全確保

介護施設や介護事業所は、体力が弱い高齢者等に対するサービス提供を行う事を認識すること。自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、「入所者や利用者の安全を確保する」ことが最大の役割である。そのため、「入所者や利用者の安全を守るための対策」が何よりも重要となる。

(2) サービスの継続

介護事業者は、入所者や利用者の健康、身体、生命を守るための必要不可欠な責任を担っている。入所施設においては自然災害発生時にも業務を継続できるよう事前の準備を入念に進めることが必要である。入所施設は入所者に対して「生活の場」を提供しており、例え地震等で施設が被災したとしても、サービスの提供を中断することはできないと考え、被災時に最低限のサービスを提供し続けられるよう、自力でサービスを提供する場合と他へ避難する場合の双方について事前の検討や準備を進めることが必要となる。また、通所事業所や訪問事業所においても極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが肝要である。

(3)職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが懸念される。したがって、職員の過重労働やメンタルへ

ルス対応への適切な措置を講じる事とする。

(4)地域への貢献

介護事業者の社会福祉施設としての公共性を鑑みると、施設が無事であることを前提に、施設がもつ機能を活かして被災時に地域へ貢献する事も重要な役割である。

2. 推進体制

平常時の災害対策の推進体制は以下のとおりとし、各担当職員は災害時に備えてあらかじめ想定して置くことが必要である。

役割	業務内容	部署、役職等
災害対策統括責任者	・災害対策を統括する	施設長
情報収集、連絡班	・職員や入所者、利用者(家族)、関係機	事務職員
	関への連絡	相談員
	・災害に関する情報の収集	施設介護支援専門員
救護班	・傷病者や体調不良者の救護	看護職員
避難誘導班	・利用者や入所者、利用者(家族)の避難	介護職員
	の誘導、搬送	訪問介護員
物資・調達班	・平常時の物資備蓄、非常時の物資持出	事務職員
	・平常時の施設、設備の点検	宿直職員、管理職員
	・災害発生の恐れがあるときの施設、設備	栄養管理職員
	の補強等	調理職員
	・災害発生後の施設、設備、周辺の被災状	支援センター相談員
	況確認	居宅介護支援専門員

3. リスクの把握

(1) 介護施設及び事業所の立地条件等は以下のとおりである。

①「特別養護老人ホームききょうの里」沼田市横塚町957番地2

災害危険区域の指定等の状	特に指定はされていない。
況	
事業所周辺の概況	・沼田市防災マップでは施設周辺を含めて土砂災害や浸水区域に指定
	されていない。
	・施設周辺は北が雑木林、東西が畑、南に職員用駐車場がある。
	・施設南側に隣接する市道(幅約3m)が東西に続いている。
	・既存棟ホール北側(敷地外)に高低差約1~2m程度の段差が40
	m程度ある。
	・既存棟居室北側(敷地外)に高低差1m程度、幅60m程度、奥行
	き20m程度の斜面(雑木林)がある。
	・施設南側の敷地外に市道を挟んで城堀川(幅0.5m、高低差2m、
	3 面張りのブロックに覆われている。)があって、東から西に流れて
	おり、施設手前から100m程度が暗渠となっている。
建物の概況	・既存棟(平成3年築、鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺
	平家建)
	・ユニット棟(平成18年、鉄骨造アルミニューム板ぶき平家建)
	・水道管等水回りの老朽化が顕著
	・LPガス
	・暖房と給湯は灯油を熱源とするボイラーを使用(ユニット棟の熱源
	は電気を使用)
	・日中は太陽光発電により電気使用量の一部を賄っている。(停電時
	には使用する事が出来ない。)

②「ききょうデイサービスセンター岡谷」沼田市岡谷町687番地

災害危険区域の指定等の状	特に指定はされていない。
況	
事業所周辺の概況	・沼田市防災マップでは施設周辺を含めて土砂災害や浸水区域に指定
	されていない。
	・施設周辺は北が民家、東が関越自動車道の測道、西と南に畑がある。
	・施設の西と南に位置する畑の境にコンクリートの擁壁(高低差1.
	5 m程度) がある。
建物の概況	・木造合金メッキ鋼板ぶき平家建(平成20年築、178. 86㎡)
	・主に小規模デイサービスに使用、事務所には訪問介護事業所を併設
	している。
	・暖房と冷房は電気を熱源とする。
	・給湯は夜間電力によるヒートポンプシステムを採用している。
	・日中は太陽光発電により電気使用量の一部を賄っており、非常用コ
	ンセントが1箇所設置してある。
	・水道管等水回りに異常は感じられない。

(2) 想定される災害の種別と事業所等への被害

地震	・建物倒壊、外壁やガラス破片の落下
	・建物内天井材の落下、物品の落下、調度品の転倒
	・火災の発生
	・ライフライン (電気、水道、LPガス (ききょうの里のみ)) の停止
	・通信手段の途絶
	・道路の寸断等による孤立化
風水害	・雨漏り
(土砂災害含む。)	・強風等による建物の損壊、敷地内の樹木が倒れて建物の損壊や避難経路の
	遮断
	・既存棟側の北側に位置する斜面の土砂崩れにより建物の基礎が損壊
	・城堀川の氾濫による浸水
	・ライフライン(電気、水道、LPガス(ききょうの里のみ))の停止
	・通信手段の途絶
	・周辺地域の浸水等による孤立化
火災	・類焼の拡大
	・LPガスへの引火・爆発(ききょうの里のみ)

4. 優先事業の選定

- (1) 事業継続を優先する事業所
 - ①特別養護老人ホームききょうの里特別養護老人ホームききょうのユニット型
 - ②ききょうヘルパーステーション ききょうの里居宅介護支援事業所
 - ③ききょうの里短期入所生活介護事業所
 - ④ききょうデイサービスセンターききょうデイサービスセンター岡谷

(2) 休止を優先する事業所

- ①ききょうデイサービスセンター ききょうデイサービスセンター岡谷
- ②ききょうの里短期入所生活介護事業所
- ③ききょうの里居宅介護支援事業所

(3)優先する業務

職員数	出勤率30%	出勤率50%	出勤率70%	出勤率90%
優先業務の基準	生命を守るため	食事、排泄中心、そ	ほぼ通常、一部減	ほぼ通常
	必要最低限	の他は減少・休止	少・休止	
食事の回数	減少	減少	朝、昼、夕	ほぼ通常
食事介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	ほぼ通常
排泄介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	ほぼ通常
入浴介助	清拭	一部清拭	一部清拭	ほぼ通常
機能訓練等	休止	必要最低限	必要最低限	ほぼ通常
医療的ケア	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常
洗濯	使い捨て対応	必要最低限	必要最低限	ほぼ通常
シーツ交換	汚れた場合	順治、部分的に交換	順治、部分的に交換	ほぼ通常

※職員数以外の要因であるライフライン(電気、水道、ガス、灯油)の供給休止又は制限がある場合は臨機応変に対応する事とする。

- 5. 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し
- (1) 具体的な災害を想定した災害対応訓練を年2回実施する。訓練では、職員等が役割分担に応じた行動手順を実施し、利用者にも参加してもらう。一連の訓練のうち、人命確保の観点から特に避難訓練を重視するものとし、避難場所や避難経路、避難方法等の妥当性について確認するとともに、自力での避難が困難な利用者の避難方法を訓練の中で検証する。訓練実施後は、必要に応じて訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証を行い、本計画の見直しを行う。
- (2)研修は、年2回各部署において行う事とし、訓練実施前においても訓練の主担当者に対して行う事とする。

第2章 平常時の対応

- 1. 人が常駐する場所の耐震措置
- (1)特別養護老人ホームききょうの里(沼田市横塚町957番地2) 平成2年に建設したので現在の耐震基準を満たしている。
- (2) ききょうデイサービスセンター岡谷(沼田市岡谷町687番地) 平成20年に建設したので現在の耐震基準を満たしている。
- ※定期的に外壁や柱等にひび割れなどが無いか確認が必要

2. 設備の耐震措置

- (1)居室、共有スペース、事務所など、職員や入所者、利用者が利用するスペースでは、設備 や什器類に転倒や転落、破損等の防止措置を講じる。
- (2) 不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所や避難経路には必要に応じて飛散防止フィルムなどの措置を講じる。
- (3) 消火器等の設備点検及び収納場所の確認を行う。

3. 風水害対策

- (1)施設周辺の水路が氾濫の恐れが無いか、建物が浸水による危険性があるか周囲の状況を定期的に確認する。
- (2) 外壁のひび割れや欠損等は無いか、周囲に倒れそうな樹木が無いか定期的に確認する。
- (3) 暴風により危険性がある箇所が無いか定期的に確認する。

4. 電気が止まった場合の対策

• •	电ス% 正よった物目やパポ	
	稼働させるべき設備	自家発電機又は代替策
	医療機器:喀痰吸引機等	○自家発電機:100V×9A 800W
	(自家発電機で対応可能)	ガソリン2. 3L (ききょうの里)
	情報機器:電話、パソコン、テレビ、イ	負荷により稼働時間が変動
	ンターネットなど	
	(自家発電機では対応が困難)	○太陽光発電非常用電源:100V 1カ所
	生活家電:冷蔵庫、洗濯機	昼間のみ使用可能、太陽光発電操作パネルで連
	(冷蔵庫は作り置きの氷や保冷剤などを	携を切れば使用可能(デイ岡谷)
	使用、洗濯機は使用が困難)	
	照明機器:照明、懐中電灯など	○乾電池:単三、単四、ボタン電池など
	(照明は困難なので、懐中電灯などを使	
	用)	
	冷暖房機器:ボイラーによる暖房等	
	(ボイラーや冷暖房機器は使用不可)	

※他、スプリンクラー用専用自家発電整備有り

5. ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機又は代替策
調理機器:ガスレンジ	○カセットコンロ 5 台程度
(地震により機器や建物に損傷が無い場	調理はカセットコンロで対応
合の停止、ガスタンク付近の復旧ボタン	
で使用可能)	○ホットプレート、電気湯沸かし器
給湯設備:給湯機器やユニット型の風呂	電気が使用可能な場合
等	
(地震により機器や建物に損傷が無い場	
合の停止、ガスタンク付近の復旧ボタン	
で使用可能)	

6. 水道が止まった場合の対策

(1) 飲料水

非常時に必要となる飲料水の確保は総務課給食係が行う。

- ①2Lペットボトル 105本(3日分×70人分)
- ②あらかじめ水道が止まることが予想される場合は、空きペットボトルやタンク等で水道水を飲料用に確保する。

(2) 生活用水

非常時に必要となる生活用水は貯水槽の途中のバルブからバケツ等に入れて使用する。

7. 通信が麻痺した場合の対策

(1)固定電話

施設内の固定電話は電気を使用するため、停電時は使用不可。ONUと交換機に電源を供給すれば使用可能であるが、広範囲の地域で停電の場合は効果が無い点を考慮する。

(2) 携帯電話 (スマートホン)

施設内が停電中でも携帯電話の基地局に電源が供給されている状況ならば使用可能。非常時の連絡はグループウェア(サイボウズ)の非常災害用掲示板を使用して連携を取り合う。

8. システムが停止した場合の対策

(1) パソコン

- ①施設内が停電した場合は使用不可能。停電時は手書きによる日常書類を作成するなどの 柔軟な対応が必要。又、雷や浸水、故障など予期せぬトラブルによりデータが喪失する 可能性があるので、こまめにファイルサーバ(リンクステーション)にバックアップす る事が必要。
- ②浸水によりパソコンが被害を受ける事が予想される場合は、高い場所へ移設するなどの 措置を講じる。

(2) ファイルサーバ

- ①施設内が停電した場合は使用不可能。停電時は手書きによる日常書類を作成するなどの 柔軟な対応が必要。又、故障に備えてレイド対応(2つのディスクドライブに同じファ イルを保存)のファイルサーバなので故障した際のデータ復旧はパソコンよりは可能性 が高くなる。
- ②浸水によりファイルサーバが被害を受ける事が予想される場合は、高い場所へ移設する などの措置を講じる。

(3) 介護保険請求ソフト

- ①施設内が停電した場合は使用不可能。停電時は手書きによる日常書類を作成するなどの 柔軟な対応が必要。停電直後はUPS (無停電電源装置)により安全にサーバを終了す る事ができるため、データの喪失は避けられる。
- ②浸水により介護保険請求用サーバが被害を受ける事が予想される場合は、高い場所へ移設するなどの措置を講じる。

9. 衛生面 (トイレ等) の対策

(1) トイレ対策

施設内が停電した場合は上水道が停止するため、トイレのタンクに水が貯められないので使用が出来なくなる。この場合、貯水槽の途中のバルブからバケツ等に入れて使用する事も可能。又、事前に停電が予想できる場合はバケツに水を貯めて置く事により数回は使用できる。停電が長時間に及ぶ場合は、仮設トイレとしてポータブルトイレ等を使用する。

(2) 浄化槽対策

停電が長期間に及ぶ場合は浄化槽が満水状態になる事が予想される。この場合、トイレ や排水が流れなくなるので、仮設のトイレで対応する。

(3) 汚物対策

おむつ等の排泄物はビニール袋などに入れて密閉し施設外の倉庫へ保管する。又、倉庫が許容量を超えた場合はブルーシートなどで覆い倉庫脇に一時保管する。

10. 必要品の備蓄

(1) 在庫量と必要量の確認

行政等からの支援が無くても業務が継続出来るよう3日分の必要品を備蓄する。

- ①食料品や消耗品などの在庫リストを作成する。(品名、数量、消費期限、保管場所等)
- ②1日当たりの消費量を計算し、それぞれの項目毎に何日分あるのか確認する。
- ③不足が予想される食料品や消耗品を確保出来るよう仕入れ業者等の手配をする。

11. 資金手当て

災害に備えた資金手当ては以下の通りとする。

(1) 手元資金

現金は、社会福祉法人桔梗会経理規程第28条第2項に定めるとおり、25万円を上限として保有する。

(2) 損害賠償保険

- ①建物に対する損害賠償保険は、あいおいニッセイ同和損保の「事業活動総合保険」に加入する。(火災、落雷、破裂、爆発、風災、雹災、雪災、水災等、地震は含まれない。)
- ②利用者に対する損害賠償保険は、あいおいニッセイ同和損保の「介護保険・社会福祉事業総合保険」に加入する。
- ③自動車に対する損害賠償保険は、東京海上日動火災損害保険の「自動車保険」に加入する。

第3章 緊急時の対応

1. BCP発動基準等

災害に関する情報の入手方法や地震、風水害によるBCPの発動する基準は以下のとおりとする。

- (1) 災害に関する情報の入手方法
 - ①緊急地震速報 (ホッとメールぬまた)
 - ②インターネット、テレビ、緊急告知FMラジオ
 - ③沼田市役所総務部防災対策課(TEL:0278-23-2111)
 - ④利根沼田広域消防本部 (TEL:0278-22-0119)
- (2) 地震によるBCP発動基準
 - ①沼田市周辺において、震度6以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的 に勘案し、施設長が必要と判断した場合。
 - ②地震により建物の一部倒壊、ライフライン(電気、水道、LPガス)の停止、通信手段 の途絶、道路の寸断等による孤立化により通常の業務が継続し難い状況の場合。
- (3) 風水害によるBCP発動基準
 - ①大雨警報(土砂災害)や洪水警戒が発表され、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、施設長が必要と判断した場合。
 - ②風水害により建物の一部倒壊、ライフライン(電気、水道、LPガス)の停止、通信手段の途絶、道路の寸断等による孤立化により通常の業務が継続し難い状況の場合。

管理者	代替者
施設長	施設福祉課長

2. 行動基準

被災時における個人の行動基準は以下のとおりとする。

(1) 自身及び利用者の安全確保

命を守る行動を最優先とし、被害状況を落ち着いて判断し必要に応じて施設外へ避難すること。

(2) 二次災害への対策(火災、建物倒壊など)

安全が確保出来る状況になったら、火災や建物倒壊の危険性が無いか点検を行い、危険 箇所は立ち入り禁止等の措置を講じること。

(3) 入所系サービス利用者の生命維持

職員の安否確認を行うとともに、出勤可能な職員を把握し職員数に応じた優先業務の選定を行う。又、災害状況に応じて優先事業の選定も同時に行う。

- (4) 法人内施設間の連携と外部機関との連携
 - ①法人内施設間の連携はグループウェア (サイボウズ) の非常災害用掲示板を使用して行う事とし、優先事業の選定で休止になった事業所の職員は入所施設で業務を行う事とする。
 - ②外部機関と連携を図り人的及び物的の支援を要請する。

ア 沼田市役所総務部防災対策課(TEL:0278-23-2111)

イ 群馬県老人福祉施設協議会 (TEL:027-255-6034)

- (5)情報発信
 - ①利用者の安否情報は家族へ速やかに行う。又、災害復旧が長期間に及ぶ場合は定期的に情報発信を行う。
 - ②施設や事業所の被災状況等をホームページ等で情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては慎重に精査すること。

3. 対応体制

災害時における対応体制は以下のとおりとする。

- (1)情報班(総務課庶務係、生活相談員等)
 - ①行政や外部機関と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ施

設長に報告する。又、指示事項等をグループウェア(サイボウズ)を使用して施設内の職員で情報を共有する。

- ②利用者家族及び居宅介護支援専門員へ利用者の状況等を連絡する。
- (2)消火班(総務課庶務係、給食係、生活相談員等、支援センター、居宅介護支援) 地震発生直後は直ちに火元の点検、ガス漏れの有無などの確認を行い、発火の防止に万 全を期すとともに発火の際は消火に努める。
- (3) 応急物資班(総務課庶務係、給食係、生活相談員等、支援センター、居宅介護支援) 食料や飲料水などの確保に努めるとともに、炊き出しや飲料水の配布を行う。
- (4) 安全指導班(総務課庶務係、生活相談員等、看護職員、介護職員) 利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。施設長の指示があれば利用者の 避難誘導を行う。
- (5) 救護班(生活相談員等、看護職員、介護職員)負傷者の救出、応急手当及び病院等への搬送を行う。
- (6) 地域班(総務課庶務係、生活相談員等) 地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティア受入体制の整備や対応を 行う。

4. 対応拠点

緊急時対応体制の拠点場所は以下のとおりとする。

第1候補場所	第2候補場所
ききょうの里事務室	「LIFE」研修室

5. 安否確認

- (1) 利用者の安否確認
 - ①施設利用者は災害直後に生活相談員等や看護職員、介護職員が行いグループウェア(サイボウズ)で情報を共有する。なお、負傷者がいる場合は応急処置を行い、必要な場合は 医療機関へ搬送する。
 - ②在宅利用者は災害直後に担当する居宅サービスの生活相談員等が電話により安否確認を行い、リストを作成する。なお、負傷者がいる場合は緊急連絡先に連絡するなど必要な措置を講じる。
- (2)職員の安否確認

災害直後にグループウェア(サイボウズ)を使用して安否確認を行う。(グループウェア(サイボウズ)未登録職員には電話で確認を行う。)又、出勤可能な状況か同時に確認する。

6. 職員の参集基準

災害時における職員の参集基準は以下のとおりとする。

(1) 参集方法

参集する方法はグループウェア (サイボウズ) を使用して行う。

(2) 出勤不可能な場合

自宅が被災又は道路が寸断する等の理由により出勤する事で職員に危険が及ぶ場合に は参集は行わない事とする。

7. 施設内外での避難場所や避難方法

(1) 施設内の避難

施設内での避難場所は原則として居室内とする。但し、建物を点検した際に一部倒壊が確認できる場所付近は避ける事とする。

(2) 施設外の避難

- □地震により施設外へ避難を開始する判断基準
 - ・沼田市より避難指示が出されたとき
 - 建物が倒壊しそうなとき
 - ・周辺で火災が発生し、こちらに燃え広がる可能性があるとき
 - ・土砂崩れ等の危険があるとき
 - ・内装等の損壊、物品の落下等の程度が著しいとき
 - ・利用者が怖がる等、事業所建物内に留まることが困難なとき
 - ・施設長が危険と判断したとき
- □風水害により施設外へ避難を開始する判断基準
 - ・沼田市より高齢者等避難が出されたとき
 - 建物が倒壊しそうなとき
 - ・施設北側の土砂災害や城掘川の氾濫の前兆現象(注)を発見したとき
 - ・雨漏りや風の吹き込み、又は利用者が怖がる等、事業所建物内に留まることが困難なとき
 - ・施設長が危険と判断したとき
 - (注) 傾斜地の異常 (湧き水、音、落石)、短時間の豪雨による急速な河川水位の上 昇等

【避難場所及び避難経路】

①「特別養護老人ホームききょうの里」沼田市横塚町957番地2

ア 避難場所

地震	・沼田東中学校体育館 沼田市横塚町1118番地(TEL0278-22-2472)
風水害	・建物が倒壊しそうなときは、沼田東中学校体育館 沼田市横塚町1118番地(TEL
	$0\ 2\ 7\ 8-2\ 2-2\ 4\ 7\ 2)$
	・施設北側の土砂災害の恐れがある場合は、施設南側へ移動
	・城堀川の氾濫の恐れがある場合は、施設北側へ移動
火災	発生後速やかに屋外の安全な場所に避難し、その後消防署や市町村の指示する場所に避
	難

イ 避難経路

事業所 → 県道64号線 → 沼田東中学校(リフト車や乗用車に分乗して搬送) ※車両損壊や道路の寸断等により自動車が使用できない場合は徒歩による避難

②「ききょうデイサービスセンター岡谷」沼田市岡谷町687番地

ア 避難場所

地震	・沼田自動車出張車検場 沼田市岡谷町692番地(TEL0278-22-4062)
風水害	・建物が倒壊しそうなときは、沼田自動車出張車検場の駐車場 沼田市岡谷町692番
	地 (TEL0278-22-4062)
火災	発生後速やかに屋外の安全な場所に避難し、その後消防署や市町村の指示する場所に避
	難

イ 避難経路

事業所 → 関越自動車道の測道 → 沼田自動車出張車検場 (乗用車に分乗して搬送) ※車両損壊や道路の寸断等により自動車が使用できない場合は徒歩による避難

【避難方法】

地震	ア 施設内で避難できる場合
	・放送設備を使用して避難開始を伝達し、職員が各室をまわって避難誘導を行う。
	・避難場所の位置、経路、誘導する職員等の情報を職員、利用者が共有する。
	・利用可能な設備や器具、備蓄品等を最大限活用して、職員が協力して利用者の安
	全確保にあたり、施設内の安全な場所に誘導する。

イ 施設外に避難する場合

- ・あらかじめ定める避難場所、避難経路のうち、災害の状況等に応じて、避難場所、 経路を決定する。
- ・放送設備を使用して避難開始を伝達し、職員が各室をまわって避難誘導を行う。
- ・避難場所の位置、経路、誘導する職員等の情報を職員、利用者が共有する。
- ・必ず靴を履き、頭部保護のため、ヘルメットや座布団等を使用するとともに、転倒した場合に備え、軍手等を着用する。
- ・屋外に出るときは落下物がないか、十分注意する。利用者が屋外に出るときは、 特に注意し、落下物があったときに利用者に当たらないよう、職員が板や毛布等 で覆う。
- ・いったん屋外に出たら、施設の安全が確認できるまで再び中に戻らない。
- ・避難経路では、傾いた建物やブロック塀、自動販売機等倒壊のおそれがあるもの には近寄らない。
- ・避難はリフト車や乗用車に分乗して行うが、車両損壊や道路寸断等により自動車が使用できない場合は徒歩で行う。自立歩行ができない利用者については、車椅子及びストレッチャーを使用する。
- ・避難所に着いたら、直ちに点呼をとり、利用者等の安否確認を行う。
- ・避難所では、被災地区から多くの住民が集まってくることが想定されるため、一 箇所に集中して待機する。
- ・利用者等の体調や様子をこまめにチェックし、必要に応じて医療機関等への搬送 を避難所運営者に要請する。
- ・携帯電話や避難所に設置される電話で家族等に連絡する。

風水害 概ね地震の場合と同じ。

ただし、自動車による避難ができない場合には、足下が悪く、強風や豪雨、浸水等により危険なため、徒歩での避難は避け、沼田市や利根沼田広域消防本部に応援を要請する。

火災

- ・放送設備を使用して火災の発生を知らせ、職員が各室をまわって利用者の避難誘導を行う。
- ・火災が発生した場所に応じて、火元より遠い避難場所に避難する。
- ・屋外の安全な場所に着いたら、逃げ遅れた者がいないか確認する。

なお、地震や風水害の際の避難の実施にあたり、人員が不足すると見込まれる場合には、 予め近隣地域の伍長や地元の消防団等に協力を依頼する。

8. 重要業務の継続

インフラ停止や職員不足、災害時に発生する特有の業務などの理由から業務量が増大する事が考えられる。そのため、平常時の対応で選定した優先業務から特に重要な業務の継続方法を検討する必要がある。ライフラインの有無や職員の出勤状況等を合わせて時系列で整理する。

被災時の厳しい状況でも、入所者や利用者の生命や健康を維持するために必ず実施しなければならない業務を「重要業務」として選定する。

経 過	夜勤	発災後	発災後	発災後	発災後
目 安	職員のみ	6 時間	1 日	3 日	7 日
出勤率	出勤率3%	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
在庫量	在庫 100%	在庫 90%	在庫 70%	在庫 20%	在庫 100%
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	職員、入所者の	安全と生命を	食事、排泄中	一部休止又は	ほぼ通常通り
	安全確認のみ	守るための必	心 その他は	減とするが、	
		要最低限	休止又は減	ほぼ通常に近	
				づける	
給食	休止	必要最低限の	飲料水、栄養	炊き出し、光	炊き出し、光
		メニューの準	補助食品、簡	熱水復旧の範	熱水復旧の範
		備	易食品、炊き	囲で調理再開	囲で調理再開

			出し		
食事介助	休止	応援体制が整	必要な利用者	必要な利用者	必要な利用者
		うまで無し	に介助	に介助	に介助
		必要な利用者			
		には介助			
口腔ケア	休止	応援体制が整	必要な利用者	適宜介助	ほぼ通常通り
		うまで無し	はうがい		
水分補給	応援体制が整	飲料水準備	飲料水準備	飲料水準備	飲料水準備
	うまで無し	必要な利用者	必要な利用者	必要な利用者	ほぼ通常通り
		に介助	に介助	に介助	
入浴介助	失禁等ある利	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	光熱水が復旧
	用者は清拭				したら入浴

9. 職員の管理

災害の状況に応じて、職員は極限の状況で業務を続けなければならない事が想定されるので、十分な配慮が必要となる。休憩や宿泊場所、勤務シフトの関する事は以下のとおりとする。

(1) 休憩、宿泊場所

災害発生後は職員が長期間帰宅出来ない場合が考えられるため、ききょうの里職員宿舎「LIFE」を職員の休憩や宿泊場所とする。宿泊希望者が多数いる場合は適正な方法で選定する。

(2) 勤務シフト

職員の体調や業務負担の軽減に配慮して勤務シフトを作成するものとする。

10. 復旧対応

(1)破損箇所の確認

災害直後に施設内外や設備等に破損が無いか確認し、発見した際は写真等を撮り記録するとともに速やかに業者へ修繕の依頼を行う。特にライフラインに関係する設備は優先して復旧を行う。

(2)業者連絡先一覧の整備

社会福祉法人桔梗会非常災害対策計画の別紙1「関係機関緊急連絡先一覧表」のとおりとする。

(3)情報発信

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては慎重に精査すること。

第4章 他施設との連携

1. 連携体制の構築

(1)連携先との協議

令和3年3月26日に行った沼田市社会福祉協議会が主催する「社会福祉施設等の連携に関する情報交換会」において、保育や障害、高齢者の種別間で災害に関する応援体制について情報交換会が行われた。今後は連携に関して具体的な方法等について協議する予定。

(2) 連携協定書の締結

①平成20年8月1日に群馬県老人福祉施設協議会北毛ブロック利根沼田地区の老人福祉施設間で「災害等発生時相互応援協定書」により協定が交わされた。協定が行われた施設は以下のとおりである。

ア 特別養護老人ホームききょうの里 (Tm: 0278-23-8831)

イ 特別養護老人ホーム花の苑 (1年:0278-22-8811)

- ウ 特別養護老人ホーム川場春光園 (1年:0278-52-2039)
- エ 特別養護老人ホーム桜花苑 (1年:0278-58-4010)
- オ 特別養護老人ホームやまぶきの苑 (正:0278-72-8585)
- カ 特別養護老人ホーム西嶺の郷 (1年:0278-64-2430)
- キ 特別養護老人ホーム菜の花館 (1 278-30-3331)
- ク 養護老人ホーム愛宕老人ホーム (1 : 0278-22-3516)
- ケ ケアハウスフラワータウン (1年:0278-23-2940)
- ②平成28年2月12日に群馬県老人福祉施設協議会と北毛ブロック間において「災害時相互応援協定書」により協定が交わされた。
- (3)地域のネットワーク等の構築と参画

施設や事業所の倒壊、多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な場合は、以下の 関係機関と連携を図るものとする。

①連携関係のある施設や法人等

平成20年8月1日に群馬県老人福祉施設協議会北毛ブロック利根沼田地区内で締結した「災害等発生時相互応援協定書」のとおりとする。

- ②連携関係にある医療機関
 - ア 独立行政法人国立病院機構 沼田病院 (℡:0278-23-2181)
 - イ かないクリニック (Ta:0278-22-1166)
 - ウ 利根保健生活協同組合 利根歯科診療所(正:0278-24-9418)
- ③連携関係にある社協、行政、自治会等
 - ア 群馬県沼田市健康福祉部介護高齢課(℡:0278-23-2111)
 - イ 沼田市社会福祉協議会 (1年:0278-25-3267)
 - ウ 沼田市横塚町(桃畑、桃畑東、桃畑東1)

第5章 地域との連携

- 1. 被災時の職員の派遣
- (1)群馬県災害派遣福祉チーム(ぐんまDWAT)に職員の若干名を登録し、群馬県社会福祉協議会施設福祉課に所属する群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局から依頼があった際は派遣する事とする。
- 2. 福祉避難所の運営
- (1)福祉避難所の指定

平成28年1月12日に沼田市と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」により協定が交わされた。これにより災害発生時には災害時要配慮者(一般避難所では生活することが困難な障害者等)を災害発生の日から7日間受け入れる事とする。

(2) 福祉避難所開設の事前準備

災害発生後、沼田市より福祉避難所として災害時要配慮者の受け入れ要請があった際は、 受け入れるのに必要な物資等(食料、飲料水、寝床、仕切り板など)を事前に準備する。

第6章 通所サービス固有事項

- 1. 平時からの対応
- (1) サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者の緊急連絡先を把握すること。(携帯電話、メール等)
- (2) 居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等を確認しておくこと。
- (3) 平時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関(行政、自治会、利用者が他に利用している介護サービス事業所等)と良好な関係を築くこと。

- 2. 災害が予想される場合の対応
- (1) 台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を 余儀なくされる事を想定し、あらかじめ基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所に も情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。
- (2) 必要に応じてサービスの前倒し等も検討する。

3. 災害発生時の対応

- (1)サービスの提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他 事業所の訪問介護サービス等への変更を検討する。
- (2)利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後あらかじめ把握している緊急連絡先を活用 し、利用者家族等への安否状況の連絡を行う。
- (3) 利用者の安全確保や家族等への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。
- (4) 帰宅にあたって、可能であれば利用者家族等の協力を得て行う。
- (5) 帰宅が困難な利用者は、沼田市との協議の上、福祉避難所の宿泊を検討する。

第7章 訪問サービス固有事項

1. 平時からの対応

- (1) サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者の緊急連絡先を把握すること。(携帯電話、メール等)
- (2) 居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等を確認しておくこと。
- (3)被災時に職員は利用者宅を訪問中又は移動中であることも想定し、対応中の利用者への支援手順や移動中の場合における対応方法を部署内で確認しておくこと。
- (4)避難先においてサービスを提供することも想定されるので、平常時から地域の避難方法や 避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関(行政、自治会、利用者が他に利用している 介護サービス事業所等)と良好な関係を築くこと。

2. 災害が予想される場合の対応

- (1)台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を 余儀なくされる事を想定し、あらかじめ基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所に も情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。
- (2) 必要に応じてサービスの前倒し等も検討する。

3. 災害発生時の対応

- (1)サービスの提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問介護サービス等への変更を検討する。
- (2)災害発生時には利用者の安否確認等や利用者宅を訪問中又は移動中の場合の対応を行う。
- (3)居宅介護支援事業所や地域の関係機関と連携の上、可能な場合には避難先においてサービスを提供する。

第8章 居宅介護支援サービス固有事項

1. 平時からの対応

- (1)災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討の上、利用者台帳等において、その情報がわかるようにしておくこと。
- (2)緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段(携帯電話、メール等)を把握 しておくこと。
- (3) 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関(行政、自治会、利用者が他に利用している介護サービス事業所等)と良好な関係を築くこと。その上で

災害時には安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるよう、他の居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所、地域の関係機関と調整を行うこと。

(4) 利用者が避難所へ避難した場合は、薬情報が参照できるよう利用者に対して「おくすり手帳」を持参するよう利用者に伝えておくこと。

2. 災害が予想される場合の対応

- (1) 訪問サービスや通所サービスについて、「台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておく。」とされており、利用者が利用する各事業所が定める基準について、事前に情報共有し、把握しておくこと。
- (2) 必要に応じてサービスの前倒し等も検討する。
- (3) 自サービスについても、台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、 休止や縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を確認しておくとともに、他 の居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所、地域の関係機関に共有の上、利用者や家族に も説明する。

3. 災害発生時の対応

- (1)被害発生時で事業が継続できる場合には、可能な範囲で個別訪問等による早期の状態把握 を通じ、居宅サービスの実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利 用者に対して、必要な支援が行えるよう居宅サービス事業所や地域の関係機関との連絡調整 を行うこと。
- (2)利用者が避難所へ避難している際、サービスの提供が必要な場合が想定され、居宅サービス事業所や地域の関係機関と連携しながら利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行うこと。
- (3) 災害発生時で事業が継続できない場合には、他の居宅介護支援事業所や居宅サービス事業 所、地域の関係機関と調整を行うこと。

令和 3年 8月 1日 制定